

第2章 再商品化について

1. 再商品化とは

再商品化とは、消費者が分別排出し、市町村が分別収集して保管施設に運んだ分別基準適合物を

- ・自ら製品の原材料として利用すること
- ・自ら燃料以外の用途で製品としてそのまま使用すること
- ・製品の原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること
- ・製品としてそのまま使用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること

をいう。(法第2条第8項)

2. 再商品化の方法

(1) ガラス製容器

破碎、洗浄、異物の除去その他の処理をし、カレットを得ることにより再商品化がされる。カレットは、ガラス製容器を始めとするガラス製品、ガラス繊維、窯業製品、土木建築材料等の原材料として利用されるほか、製品としてそのまま利用される。

(2) ペットボトル

異物の除去、洗浄、破碎その他の処理をし、フレーク又はペレットというプラスチック原料等を得ることにより再商品化がされる。プラスチック原料等は、プラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用される。

異物の除去、洗浄、破碎、解重合、精製、重合その他の処理を紙、ペットボトル等の原料となるポリエステル原料を得ることにより再商品化がされる。当該ポリエステル原料は、ペットボトルその他のプラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用される。

(3) 紙製容器包装

異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。製紙原料等は、紙、板紙又はパルプモールドの原材料として利用される。また、当該製紙原料等を除いた選別後、圧縮又は破碎その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

異物の除去及び選別をした後、破碎、成型加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊維物等を得ることにより再商品化がされる。また、当該原材料を除いた後、圧縮又は破碎その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。また、当該製紙原料等を除いた選別後、破碎、成型加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊維物等を得ることにより再商品化がされる。さらに、当該原材料を除いた後、圧縮又は破碎その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

(4) プラスチック製容器包装

白色の発砲スチロール製食品用トレイに対し、異物の除去、破碎その他の処理をし、減容顆粒品又はインゴットを得ることにより(もしくは、減容顆粒品

又はインゴットを得ることなくペレットというプラスチック原料を得ることにより)再商品化がなされる。当該減容顆粒品又はインゴットは、ペレットというプラスチック原料を得るために利用され、当該ペレットは、発泡スチロール製食品用トレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用される。

異物の除去、洗浄、破碎その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得ることにより再商品化がされる。当該プラスチック原料は、プラスチック製品等の原材料として利用される。

異物の除去、洗浄、破碎、成形その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得ることなくプラスチック製品等を得ることにより再商品化がされる。

異物の除去、破碎、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得ることにより再商品化がされる。当該還元剤は、高炉において鉄鉱石を還元するために利用される。

異物の除去、破碎、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得ることにより再商品化がされる。当該原料炭の代替物は、コークス炉においてコークス、炭化水素油並びに水素及び一酸化炭素を主成分とするガスの原材料として利用される。

異物の除去、破碎、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得ることにより再商品化がされる。当該炭化水素油は、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。

異物の除去、破碎、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得ることにより再商品化がされる。当該ガスは、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。

(分別基準適合物の再商品化に関する計画)

《再商品化の方法》

